

市会議案第 4 号

訪問介護の基本報酬引下げの撤回と、介護報酬引上げ
の再改定を早急に行うよう求める意見書

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 2 8 日提出

吹田市議会議員	玉井美樹子
---------	-------

同	柿原 真生
---	-------

同	益田 洋平
---	-------

同	村口久美子
---	-------

同	竹村 博之
---	-------

同	塩見みゆき
---	-------

訪問介護の基本報酬引下げの撤回と、介護報酬引上げ
の再改定を早急に行うよう求める意見書（案）

身体介護、生活援助などの訪問介護は、要介護者やその家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスである。

しかしながら、２０２２年（令和４年）に国が実施した賃金構造基本統計調査等によると、介護職員の給与は全産業平均を月額６万８，０００円も下回っており、人材の流出が懸念されることに加え、ホームヘルパーの有効求人倍率は１５．５３倍に上っており、人材確保が喫緊の課題となっている。また、民間の信用調査会社による調査では、２０２３年（令和５年）の訪問介護事業者の倒産件数は６７件と過去最多を更新し、在宅介護の基盤の崩壊が懸念されている。

こうした状況の中、２０２４年（令和６年）４月から訪問介護の基本報酬が引き下げられた。国は訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを理由として挙げているが、これはサービス付き高齢者向け住宅などの集合住宅に併設し、ホームヘルパーが効率的に訪問できる訪問介護事業所が含まれているからであり、１戸ずつ訪問してサービスを提供している訪問介護事業所の実態とは大きく異なっている。

また、国は訪問介護の基本報酬を引き下げても、処遇改善加算は最大で２４．５％取得できるように設定していると説明するが、既に加算を受けている訪問介護事業所は基本報酬の引下げ分をその加算で補えず、減収となる可能性は否定できない。

このように既に厳しい経営状況にある訪問介護事業所に追い打ちをかけるような介護報酬改定は、更なる人材不足や訪問介護事業者の倒産を招き、ひいては介護崩壊につながるおそれがある。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、訪問介護の基本報酬引下げの撤回と、介護報酬引上げの再改定を早急に行うよう強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年６月 日

吹 田 市 議 会